

平成30・31年度門川町指名競争入札参加資格申請について（注意事項）

（1）提出方法

町内業者及び準町内業者：財政課契約管理係の窓口へ持参してください。

町外業者：郵送もしくは財政課契約管理係の窓口へ持参してください。

※郵送の場合は封筒の表面に「平成30・31年度門川町指名競争入札参加資格申請書
在中」と朱書きしてください。

（2）受領書

郵送で申請する場合は、受付後（書類の不備が無い場合）に郵送しますので、返信用封筒を同封してください。

（3）書類不備連絡せん

郵送で申請された中で、書類の不備があった場合は「書類不備連絡せん」を受領書の返信用封筒にて郵送しますので、連絡せんが送られてきた場合には、不備のあった箇所を訂正して、その書類のみ再度提出してください。受領書は、その後郵送しますので、返信用封筒も再度同封してください。

（4）提出書類申請者チェック

申請書を提出される前に、指名競争入札参加資格申請書提出書類チェック表でチェックしてください。

（5）経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）

建設工事の登録をされる事業者は、経営事項審査の有効期限（1年7ヶ月）が切れないように、最新の経営規模等評価通知書（総合評定値通知書）の写しを随時提出してください。

（6）特別徴収実施確認・開始誓約書

「特別徴収実施確認・開始誓約書」が必要な事業者は、町内業者、準町内業者、県内に事業所を有する業者です。

ご不明な点がございましたら税務課住民税係までお問い合わせください。

（7）決算前の町内業者の申請について

決算前の町内業者（町内に本店・本社を有する業者）が申請する場合は、決算書に代わる書類（起業してからの帳簿の写し等）の提出を求めますが、決算後は必ず決算書の写しを提出してください。

(8) 随時受付について

町内業者（町内に本店・本社を有する業者）に限り、随時受付を行います。有効期限は、名簿に登載された日から平成32年3月31日までとなります。ただし、随時受付の場合は定期受付に申請できなかった理由書を添えて申請してください。